

# 吹きさらしの廊下の床面積の算定について

平成18年5月1日

鳥取県生活環境部景観まちづくり課

## 【取扱い】

吹きさらしの廊下に部分的な壁、スクリーン等を設置する場合には、住戸等の出入り口の前面に設けられ、プライバシーの保護や風雪の吹き込みを防ぐために必要と認められる部分を除き、「外気に有効に開放された部分」と扱わず、その部分を床面積に算入する。  
バルコニー、ベランダも吹きさらしの廊下に準じて取り扱う。

## 【解説】

吹きさらしの廊下の床面積の算定については、昭和61年建設省（現国土交通省）住宅局建築指導課長通達において取扱いが定められているが、その条件に該当しない部分的な壁などが設けられる場合の算定方法について取扱いを定めたものである。

廊下の開放性を損なうような壁などを設ける場合には、部分的なものであっても、その部分については床面積に算入することとした。

住戸以外の出入り口は、エレベーターの出入り口が考えられる。

## （参考）

平成14年の日本建築行政会議において、階段と廊下の関係について、壁が立ち上がっている部分については廊下部分も床面積に算入することと取り扱われている。

## 【参考文献】

- 「床面積の算定方法の解説」  
〔4 吹きさらしの廊下  
5 バルコニー・ベランダ〕

「平成14年度日本建築行政会議全国会議 部会検討結果報告」